

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した、各児童福祉司指導措置決定処分に係る各審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件各審査請求は、いずれも棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件各審査請求の趣旨は、東京都〇〇児童相談所長（以下「処分庁」という。）が、令和 2 年 5 月 20 日、児童福祉法（以下「法」という。）27 条 1 項 2 号の規定に基づき、同日を開始日として行った、請求人を名宛人とする、請求人の子である〇〇さん（以下「本児」という。）に対する児童福祉司指導措置決定処分（以下「本件処分 1」という。）及び請求人に対する児童福祉司指導措置決定処分（以下「本件処分 2」といい、本件処分 1 と併せて「本件各処分」という。また、本件各処分に係る各通知書を以下「本件各処分通知書」という。）について、それぞれの取消しを求めるものである。

第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下のことから、本件各処分はいずれも違法、不当であって取り消されるべきであると主張しているものと解される。

直接的には、行政不服審査は通知より 3 ヶ月以内に行うものとされていながら、処分の開始から通知は第 45 日目まで行われなかったことである。そして、また、背景に当該行政庁が有した情報に怪しさが疑われることである。

そもそも請求人は、令和元年9月18日、〇〇児童相談所長より、不正不急なはずの児童の緊急拘引を保育所で受けた。同月〇〇市に対し不服申立を行ったが、その後、延延と審査の進捗通知は途絶えたまま、児童は解放された。適切な経緯や事由を欠いた児童の拘引、抑留、長期の収容については、児童福祉行政の態様が生じた看過すべからざる問題であったが、家庭における実質的な問題は、児童の帰還により大方消失した。拘引と長期収容のあったことの両方に関係する〇〇高等裁判所への申立と、本来の管轄であったはずの〇〇高等裁判所への移送の申立中である。

本件審査請求は、手続きや経緯の照会手段として行使の意味があって、上記経緯に比較すると深刻さは少ない。ただし、親権者が説明を要望すべき不明・不審点がある。

第4 審理員意見書の結論

本件各審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して、いずれも棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和3年11月4日	諮問 請求人からの閲覧等請求書を收受
令和3年12月23日	審議（第62回第3部会）
令和3年12月24日	審査庁へ閲覧等請求に係る意見照会
令和4年1月18日	審議（第63回第3部会）
令和4年1月25日	審査庁から閲覧等請求に係る意見を收受
令和4年2月4日	審議（第64回第3部会）
令和4年3月7日	審議（第65回第3部会）

令和4年3月17日	閲覧等請求に係る決定
令和4年4月21日	閲覧期間終了（閲覧実績なし）
令和4年5月23日	審議（第66回第3部会）
令和4年6月9日	請求人からの閲覧等請求書を収受
令和4年6月20日	審議（第67回第3部会）
令和4年6月24日	閲覧等請求に係る決定
令和4年7月12日	閲覧等の実施
令和4年7月25日	審議（第68回第3部会）
令和4年8月22日	審議（第69回第3部会）
令和4年9月26日	審議（第70回第3部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 法及び法の定める措置について

ア 法2条2項は、児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う、とし、同条3項は、国及び地方公共団体は、児童の保護者ととともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う、とする。

イ 法26条1項は、児童相談所長が、法25条1項による通告を受けた児童、相談に応じた児童等又はその保護者等について必要があると認めるときは、同項各号のいずれかの措置を採らなければならないものとし、1号として「次条の措置を要すると認める者は、これを都道府県知事に報告すること。」とする。

これを受けて、法27条1項は、上記報告のあった児童について、都道府県は「次の各号のいずれかの措置を採らなければならない」とし、児童又はその保護者を児童福祉司等に指導させることを同項2号に掲げている。

ウ 「児童相談所運営指針」（平成2年3月5日付児発第133号厚生省児童家庭局長通知。以下「運営指針」という。）第4章第2節2は、法27条1項2号の措置による指導について、「(1) 児童福祉司指導 ア 児童福祉司指導は、複雑困難な家庭環境に起因する問題を有する子ども等、援助に専門的な知識、技術を要する事例に対し子どもや保護者等の家庭を訪問し、あるいは必要に応じ通所させる等の方法により、継続的に行う。なお、保護者の不適切な養育の自覚の有無に関わらず、保護者の改善に向けた姿勢があいまいであったり、改善に向けた働きかけを行う上でも、法的枠組みを示すことが効果的であると考えられる場合などにおいては、積極的に児童福祉司指導を行うこと。（略）エ 児童福祉司指導の場合には、指導を担当する児童福祉司の氏名等及びその指導に付する旨を子どもや保護者等に通知する。」としている。

(2) 児童虐待防止法に係る対応

ア 児童虐待の防止等に関する法律（以下「児童虐待防止法」という。）2条は、「児童虐待」とは、保護者がその監護する児童について行う次に掲げる行為をいうと規定し、「児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（カッコ内略）その他児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。」（同条4号）等の行為を掲げ、何人も児童に対し、虐待をしてはならないと定めている（3条）。

そして、虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、児童相談所等に通告しなければならないとし、同通告を法25条の規定による通告とみなす（6条1項及び2項）とした上で、児童相談所が同通告を受けたときは、児童相談所長は、必要に応じ近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他の者の協力を得つつ、当該児童との面会その他の当該児童の安全の確認を行うための措置を講ずるとと

もに、必要に応じ法33条1項の規定により一時保護を行うものとする旨を定めている（8条2項）。

また、児童虐待を行った保護者について法27条1項2号の措置が採られた場合においては、当該保護者は、同号の措置を受けなければならないとされている（11条3項）。

さらに、児童相談所長は、児童虐待を受けた児童が住所又は居所を当該児童相談所の管轄区域外に移転する場合には、当該児童の家庭環境その他の環境の変化による影響に鑑み、当該児童及び当該児童虐待を行った保護者について、その移転の前後において指導、助言その他の必要な支援が切れ目なく行われるよう、移転先の住所又は居所を管轄する児童相談所の所長に対し、速やかに必要な情報の提供を行うものとされている（4条6項）。

イ 「子ども虐待対応の手引き（平成25年8月改正版）」

（平成25年8月23日付雇児総発0823第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知の別紙。以下「虐待対応の手引」という。）第1章・1・(2)によれば、児童虐待防止法2条1号の行為は「身体的虐待」と、同条4号の行為は「心理的虐待」と定義され、「ことばによる脅かし、脅迫など。」などが「心理的虐待」に該当するとしている。

また、虐待対応の手引第9章・1・(2)・②・アによれば、「児童福祉司指導は、『複雑困難な家庭環境に起因する問題を有する子ども等、援助に専門的な知識、技術を要する事例に対して、子どもや保護者等の家庭を訪問し、あるいは必要に応じ通所させる等の方法により、継続的に行う』事例に行われる指導措置になるため、問題の慢性化・複合化する事例などの問題解決のために、関係機関との役割分担のもとに専門的な知識と技術を要する在宅指導にとられる。児童福祉司指導は通所指導や訪問指導によって行い、保護者の主体性を尊重するだけでは子どもの福祉を図れず行動の枠組みを示す

必要のある事例に実施する。」とされている。

(3) ケース移管について

ア 児童虐待防止法

児童虐待防止法によれば、児童相談所長は、児童虐待を受けた児童が住所又は居所を当該児童相談所の管轄区域外に移転する場合においては、当該児童の家庭環境その他の環境の変化による影響に鑑み、当該児童及び当該児童虐待を行った保護者について、その移転の前後において指導、助言その他の必要な支援が切れ目なく行われるよう、移転先の住所又は居所を管轄する児童相談所の所長に対し、速やかに必要な情報の提供を行うものとされている（4条6項）。

イ 運営指針

運営指針によれば、支援を行っている家庭が他の自治体に転出する際には、・・・法25条等に基づき、転出先の自治体を管轄区域とする児童相談所に通告し、ケースを移管するとともに、当該家庭の転出先やこれまでの対応状況など必要な情報を提供し、また、転出先の自治体から照会があった場合には適切に情報提供を行うなど、転出先の児童相談所と十分に連携を図ることが必要であるとされている（第3章・第2節・6）。

そして、移管を行う場合、移管元の児童相談所は援助方針会議等で、組織として方針を確認し、速やかに移管先の児童相談所と事前協議を行うこととされ（同・(1)・ア・(7)）、移管元の児童相談所は、引継ぎが完了するまでの間、児童福祉司指導及び継続指導を解除しないことを原則とするとともに、移管先の児童相談所は、援助が途切れることがないように、速やかに移管元の児童相談所が行っていた援助方針を継続することとされている（同・(1)）。

(4) 児童相談所の管轄について

児童相談所は、法施行規則5条の2に基づき、管轄区域を有

しているが、相談援助活動は、子どもの保護者（親権を行う者、未成年後見人その他子どもを現に監護する者）の居住地を管轄する児童相談所が原則として行うこととされている（居住地主義。運営指針第3章・第2節・5・(1)）。

- (5) なお、運営指針及び虐待対応の手引は、いずれも地方自治法245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言（いわゆるガイドライン）に当たるものであり、東京都における適正な児童家庭相談援助活動を実施するための指針として作成されたものである。

2 本件についての検討

これを本件についてみると、処分庁は、〇〇児相から、一時保護中の本児についてのケース移管に係る事前協議を受け、本児を請求人宅へ家庭復帰させるとの〇〇児相の方針を受けて、転出入前後において指導、助言等の必要な支援が切れ目なく行われるよう、〇〇児相による児童福祉司指導措置を引き継ぐことを援助方針会議において決定し、本件各処分を行ったことが認められる。

そうすると、本件各処分は、いずれも上記1の法令等の定めに基づき適正になされたものというべきであって、違法又は不当な点は認められない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、上記第3のことから、本件各処分が違法、不当である旨を主張する。

しかし、本件各処分がいずれも上記1の法令等の定めに基づいて適正になされたものと認められることは、上記2のとおりである。

また、請求人は、本件各処分通知書による通知が遅れたことを問題にしているが、本件に係る経緯（〇〇児相による一時保護、同解除及び児童福祉司指導措置を受け、〇〇児相の担当職員が請求人に対し、児童福祉司指導措置の引継ぎを口頭で説明し、面接の日程を調整していたこと。）からすれば、担当職員としては、家庭訪問による面接の際に本件各処分通知書を直接手渡す予定で

あったと考えられる。そうすると、処分庁の対応に格別の不備はなかったというべきであるから、本件各処分通知書による通知が遅れたことに本件各処分を取り消すほどの瑕疵があるとは認められない。

したがって、請求人の主張は、本件各処分を取り消す理由にはならない。

なお、当審査会は、閲覧等請求に係る決定時に、請求人に対し、行政不服審査法76条に基づき主張書面又は資料を提出する場合には、その期限を令和4年8月15日とする旨通知したが、期限までに提出がなかった。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件各処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

羽根一成、加々美光子、青木淳一